（違反に対する措置） **第９条**　（略） ２　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、これに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。 ３　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。 （施行規則の制定） **第11条**　（略） ２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。	（違反に対する措置） **第９条**　（略） ２　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、これに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は公正取引委員会に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。 ３　公正取引協議会は、前条第３項又は本条第１項若しくは第２項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。 （施行規則の制定） **第11条**　（略） ２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

十五　医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（平成九年公正取引委員会告示第六十六号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、医療用医薬品製造販売業における不当な景品類の提供を制限することにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、医療用医薬品製造販売業における不当な景品類の提供を制限することにより、不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争秩序を確保することを目的とする。
（違反に対する措置） **第10条**　（略） ２　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し100万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 ３　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により、警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。	（違反に対する措置） **第10条**　（略） ２　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し100万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 ３　公正取引協議会は、前条第３項又は本条第１項若しくは第２項の規定により、警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。
（施行規則の制定） **第12条**　（略） ２　施行規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。	（施行規則の制定） **第12条**　（略） ２　施行規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

十六　医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（平成九年公正取引委員会告示第六十七号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11号第１項の規定に基づき、医療用医薬品卸売業における不当な景品類の提供を制限することにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、医療用医薬品卸売業における不当な景品類の提供を制限することにより、不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争秩序を確保することを目的とする。
（定義） **第２条**　（略） ２　この規約において「事業者」とは、薬事法第25条第３号に規定する卸売販売業を営み、医療機関等に対し、医療用医薬品の販売を業とする者であって、この規約に参加する者をいう。 ３　この規約において「医療機関等」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５に規定する病院及び診療所、介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第25項に規定する介護老人保健施設、薬事法第２条第11項に規定する薬局その他医療を行うものをいい、これらの役員、医療担当者その他従業員を含む。 ４　（略）	（定義） **第２条**　（略） ２　この規約において「事業者」とは、薬事法第26条第３項に規定する卸売一般販売業を営み、医療機関等に対し、医療用医薬品の販売を業とする者であって、この規約に参加する者をいう。 ３　この規約において「医療機関等」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５に規定する病院及び診療所、介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第25項に規定する介護老人保健施設、薬事法第２条第５項に規定する薬局その他医療を行うものをいい、これらの役員、医療担当者その他従業員を含む。 ４　（略）
（提供が制限される例） **第４条**　前条の規定に違反する景品類の提供を例示すると、次のとおりである。 ⑴　医療機関等に所属する医師、歯科医師、薬剤師その他の医療担当者に対し、医療用医薬品の選択又は購入を誘引する手段として提供する金品、旅行招待、便益労務等 ⑵　（略）	（提供が制限される例） **第４条**　（同左） ⑴　医療機関等に所属する医師、歯科医師その他の医療担当者に対し、医療用医薬品の選択又は購入を誘引する手段として提供する金品、旅行招待、便益労務等 ⑵　（略）